

海域におけるOECEMについて



海域におけるOECEM検討の進め方

- 令和3年度は、現在の海洋保護区や海域の利用、管理の状況を把握した上で、海域におけるOECEMとはどのようなものなのか、海域におけるOECEMの考え方、仕組みの方向性などを、次期生物多様性国家戦略への記載内容も見据えて、検討を進める。

令和3年度の目標

- ① 海域におけるOECEMを検討するための課題の洗い出し
- ② 30by30ロードマップや次期生物多様性国家戦略に記載する、海域におけるOECEMの考え方を決定

海域におけるOECMの検討状況①

- 海域は干潟、藻場、サンゴ礁等沿岸域の一部で民間の保全活動が行われていることから、そのような取組については、陸域を中心に検討している認定の仕組みの対象とすることを検討する。

干潟、藻場、サンゴ礁等（沿岸域の一部）

海域にも民間の取組等によって生物多様性保全が図られている区域があることから、陸域を中心に検討している認定基準をベースに沿岸域においても民間の取組を認定し、取組を後押ししていくことを検討。

主な論点：陸域の勉強会で検討している認定基準が当てはめられるのか など

※既存の海洋保護区内の活動であっても、生物多様性保全の質を高める取組の後押しができるよう、認定の対象としたい。

上記以外の海域（上記以外の沿岸域＋沖合域）

既存の管理の仕組み等を整理するなど、どのような海域がOECMとしてふさわしいのか、検討を行う。

主な論点：漁業を含む海域利用とOECMの関係性をどう整理するか など

海域におけるOECEMの検討状況②

- その他、以下の様な論点について検討を進めている。

OECEMと海洋保護区（MPA）との関係

- 海域におけるOECEMにより、どのような生物多様性の保全や、社会課題解決のための効果を期待すべきか。
- どのようなOECEMとMPAのゾーニングが生物多様性の保全にとって適切なのか。 OECEMとMPAはそれぞれが生物多様性を保全するために必要な相補的なツールとして捉える必要がある。

陸域との関連性

- 陸域における活動による海域の生物多様性保全へのポジティブな影響をOECEMとして評価できるとよい。その効果をどのように整理・評価し、生物多様性の保全の資する区域として表現できるか。

海域におけるOECMの検討状況③

OECMの管理措置

- 漁業資源の管理がされているような海域は、指定後に適切な管理がされていない海洋保護区（いわゆる「ペーパーMPA」）よりも、有効な保全措置がとられていると言えるのではないか。多様なステークホルダーが参画するボトムアップ型の資源管理アプローチを世界に発信するために、どのように整理することが適切か。
- どのように生物多様性のモニタリングを実施、継続していくことができるか。フラッグシップ種や、OECMの国際的な定義（CBD COP14決定14/8）に記載されている「付随する生態系の機能とサービス」等を、生物多様性の代替指標とする可能性があるのではないか。

海域におけるOECMの検討状況④

生物多様性の価値について

- OECMの選定にあたっては、既存の管理の仕組みを整理するといった社会的な状況を考慮することも必要であるが、生態系を持続可能性の観点から保全することが大前提となる。そのため、科学的にOECMを選ぶプロセスを、どのような根拠に基づいて、どのように進めていくべきか。（重要海域の活用含む）
- 海洋生態系の三次元構造をどのように評価し、OECMに整理することができるか。（中層と海底を別々にカウントして保全区域の割合に計上するといった、陸とは異なる考え方の可能性）
- 移動性・回遊性に加えて、レジームシフト等による優占種の変化もあり、海域に特有のダイナミズムをどのように評価し、動的に保全していくことができるか。